

川西町地域経済活性化物品貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、川西町が実施した「地域経済活性化事業」を推進するため、町内消費の場づくり、地産地消の推進、起業機会の創出等を目的として行われる活動に対し、川西町の所有する物品(以下「物品」という。)を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(物品の種類)

第2条 貸出しを行う物品は、総合政策課(以下「担当課」という。)が保管する物品のうち別表第1のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 物品の貸出しの対象となる者は、町に居住する者とする。ただし、担当課長が必要と認めた者はこの限りではない。

2 物品の使用が次のいずれかに該当する場合は、貸出しを行わない。

- (1) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき
- (2) 特定の政治活動又は宗教活動に利用される恐れがあるとき
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、担当課長が使用を不適切と認めるとき

(使用料等)

第4条 物品の使用料は無料とする。

(使用の申請及び許可)

第5条 物品の借受けを希望する者(以下「申請者」という。)は、原則として物品を使用しようとする日の3箇月前から3日前の開庁日に、川西町地域経済活性化物品借用申請書(様式第1号)を担当課長に提出しなければならない。

2 担当課長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適正と認めた場合は、川西町地域経済活性化物品貸付通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 担当課長は、前項の規定により物品の貸出を許可するときは、当該許可に必要な条件を付することが出来る。

(管理)

第6条 物品を借受け使用する者(以下「使用者」という。)は、当該物品を適正に管理しなければならない。

(第三者への権利譲渡等)

第7条 使用者は、当該物品を使用目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(貸出しの取消し等)

第8条 担当課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、物品の貸出し許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正手段により、物品の貸出しの許可を受けたとき。
- (2) この規程に違反したとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか担当課長の指示に従わないとき。

(返却)

第9条 物品の貸出期間は原則7日以内とし、物品の使用が終わったときは、使用者は借受け前の原状に復して、開庁時間内に担当課まで速やかに返却しなければならない。

2 前項の貸出期間には、物品の貸出日及び返却日も含むものとする。

(損害賠償)

第10条 担当課長は、使用者が故意又は過失により、貸出しされた物品を破損し、又は紛失したときは、現品又は担当課長が相当と認める金額をもって損害の賠償を請求することができる。ただし、やむを得ない事情があると担当課長が認める場合はこの限りでない。

(事故等の処理)

第11条 物品の使用によって生じた事故等に関しては、使用者の責任において処理するものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は担当課長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

物品名	貸出数
テント	5
机	6
野菜販売机	4
野菜箱	24
A 型看板	1
店舗看板	5
ガーランド	10

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

川西町総合政策課長 殿

住 所
申請者 氏 名
T E L

川西町地域経済活性化物品借用申請書

川西町地域経済活性化物品貸出規程第5条により申請します。

借用物品	<input type="checkbox"/> テント (数量:) <input type="checkbox"/> 机 (数量:) <input type="checkbox"/> 野菜販売机 (数量:) <input type="checkbox"/> 野菜箱 (数量:) <input type="checkbox"/> A型看板 (数量:) <input type="checkbox"/> 店舗看板 (数量:) <input type="checkbox"/> ガーランド (数量:)	
使用内容		
使用場所		
借用期間	借用日 年 月 日 () 返却日 年 月 日 () ※借用日と返却日を含めて7日以内です。	
使用責任者	住所	
	氏名	
	T E L	
備考	1. 本申請を審査するに当たって、町職員が必要な調査をすることについて同意します。 2. 故意又は過失により借用した物品を破損し、又は紛失した場合は、その損害を賠償します。	

第2号様式（第5条関係）

第 号

川西町地域経済活性化物品貸出決定通知書

年 月 日

様

川西町総合政策課長

年 月 日付けで申請のあった川西町地域経済活性化物品の貸出しにつきましては、下記のとおりを決定したので通知します。

記

1 貸出物品

- テント (数量:)
- 机 (数量:)
- 野菜販売机 (数量:)
- 野菜箱 (数量:)
- A型看板 (数量:)
- 店舗看板 (数量:)
- ガーランド (数量:)

2 貸出期間

(貸出日) 年 月 日 ()

(返却日) 年 月 日 ()

3 貸出条件

- (1) 申請した用途・場所で使用すること。
- (2) 貸出期間を守ること。
- (3) 物品は丁寧に扱うこと。
- (4) 常に安全に配慮すること。
- (5) 物品の使用によって生じた事故等は使用者の責任で処理すること。